

伊丹市国民健康保険人間ドック受診経費の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健事業の一環として、人間ドックを受診する本市の国民健康保険の被保険者に対し、予算の範囲内において、当該受診に要する経費の一部を助成することにより、その受診を促進し、生活習慣病等の早期発見と予防を図り、当該被保険者の健康の保持増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、医療機関等において人間ドック（特定健康診査の基本的な検査項目が含まれているものに限る。）を受診する本市の国民健康保険の被保険者で、受診期日において被保険者期間が6月以上の者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 受診期日において、年齢が30歳未満の者
- (2) 同一年度において、既に本要綱による助成を受けた者
- (3) 同一年度内において、伊丹市が実施する特定健康診査を受診した者又は受診を予定している者

(助成額)

第3条 助成する額は、人間ドックの受診に要した経費の3分の1（法定軽減世帯（伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）第23条に基づいて国民健康保険税を減額されている納税義務者が属する世帯をいう。以下同じ。）にあっては、2分の1）に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、2万円を上限とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、人間ドック受診経費の助成金申請書兼受診結果提出同意書（様式第1号。以下「申請書」という。）に人間ドックの受診結果及び人間ドックの受診経費として医療機関等に支払った額がわかる領収書を添

えて、受診日が属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請の際、国民健康保険被保険者証を市長に提示しなければならない。

3 第1項の場合において、医療機関等から人間ドックの受診結果の通知を受けていないときは、当該通知を受けた後、速やかに市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、人間ドック受診経費の助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、人間ドック受診経費の助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、当該請求をした者が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により、助成金を交付するものとする。

(代理受領による助成)

第7条 市長は、第2条に規定する対象者が市立伊丹病院、公立学校共済組合近畿中央病院又は公益財団法人尼崎健康医療財団市民健康開発センターハーティ21(以下「指定医療機関」という。)において人間ドックを受診する場合には、当該対象者に交付すべき助成金の額に相当する額を指定医療機関に支払う方法により助成を行うことができる。

2 前項に規定する方法による助成を希望する申請者は、第4条の規定にかかわらず、申請書を受診日の2週間前までに市長に提出するとともに、国民健康保険被保険者証を市長に提示しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により助成の決定を受けた者（以下この条において「助成決定者」という。）は、人間ドックを受診する際に、前項の通知書を指定医療機関の窓口において提示しなければならない。
- 5 助成決定者は、受診予定日における受診を中止し、又は変更するときは、事前に市長に届け出なければならない。
- 6 助成決定者が指定医療機関において人間ドックを受診したときは、指定医療機関は、助成決定者が指定医療機関に支払うべき当該人間ドックの受診に要した経費のうち、この要綱による助成金として助成決定者に交付すべき額を市長に請求するものとする。
- 7 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成決定者に交付すべき助成金の額を指定医療機関に支払うものとする。
- 8 前項の規定による支払があったときは、助成決定者に対し助成金の交付があったものとみなす。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該助成金を返還させることができる。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 削除

第2条第2項および第8条（削除）

3 改正後の伊丹市国民健康保険人間ドック受診経費の助成に関する要綱第2条および第7条の規定は、平成22年度以降の受診について適用し、平成21年度中の受診については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

2 削除

第2条第1項第2号及び第6条第5項（削除）

3 この要綱の改正前に、平成24年4月1日施行の伊丹市国民健康保険人間ドック受診経費の助成に関する要綱により助成を申請する者については、遡って適用する。

付 則

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第4条第2項の規定により交付されている人間ドック利用券は、改正後の同項の規定により交付されたものとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき申請された受診経費については、改正前の要綱に基づき助成する。

付 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。